

店頭外国為替証拠金取引約款の改定 新旧対照表

(赤色部分変更箇所)

新	旧
店頭外国為替証拠金取引約款	店頭外国為替証拠金取引約款
<p>第1条 (定義)</p> <p>(省略)</p> <p>11. 「建玉可能額」とは、現時点で新規の取引に利用できる預託証拠金の限度額のことをいい、<u>純資産額をアラートラインの比率で割った額から</u>ポジション必要証拠金と注文証拠金を差し引いた額となります。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(省略)</p> <p>第6条 (預託証拠金)</p> <p>(省略)</p> <p>4. お客様が新規の取引を開始するためには、純資産額が<u>ポジション必要証拠金にアラートラインの比率を乗じた額以上</u>である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合もしくは当該新規注文により<u>ポジション必要証拠金額</u></p>	<p>第1条 (定義)</p> <p>(省略)</p> <p>11. 「建玉可能額」とは、現時点で新規の取引に利用できる預託証拠金の限度額のことをいい、純資産額からポジション必要証拠金と注文証拠金を差し引いた額となります。</p> <p>(省略)</p> <p>17. 「追証」とは、当社が定める営業日ごとの証拠金率判定時刻において、実預託額がポジション必要証拠金の額を下回った場合に必要となる追加の預託証拠金のことをいいます。証拠金率判定時刻におけるポジション必要証拠金に対する実預託額の不足額を「追証不足額」といいます。「証拠金率判定時刻」とは、各営業日毎に追証が発生するか否かを判定する時刻のことをいい、米国冬時間の営業日においては東京時間 6:50、米国夏時間の営業日においては東京時間 5:50 となります。</p> <p>(省略)</p> <p>第6条 (預託証拠金)</p> <p>(省略)</p> <p>4. お客様が新規の取引を開始するためには、純資産額がポジション必要証拠金額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合もしくは当該新規注文によりポジション必要証拠金額が純資産額を上回る場合、お客様</p>

<p><u>にアラートラインの比率を乗じた金額の総額が純資産額を上回る場合、お客様が申し出た注文は無効となります。</u></p>	<p>が申し出た注文は無効となります。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>第 10 条 (強制決済) お客様が<u>第 21 条</u>に定める期限の利益を喪失した場合、又は<u>第 11 条に該当する場合は</u>、お客様に事前に通知することなく、当社はお客様のポジションをお客様の計算において決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。</p>	<p>第 10 条 (強制決済) お客様が第 22 条に定める期限の利益を喪失した場合、又は第 11 条及び第 12 条に該当する場合は、お客様に事前に通知することなく、当社はお客様のポジションをお客様の計算において決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第 12 条 (追証) 1. 当社が定める営業日ごとの証拠金率判定時刻において、実預託額がポジション必要証拠金の額を下回った場合には、追証が発生するものとし、追証が発生した場合、当社が、お客様に事前に通知することなく未約定の新規注文及び出金予約を取消しするとともに、新規取引及び出金に制限を掛けることをお客様は、あらかじめ承諾します。また、追証の発生後、当社の定める期限(「追証入金期限」といいます)までに追証不足額以上の入金もしくはポジションの決済による追証不足額以上のポジション必要証拠金の減額がない場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様は、このことをあらかじめ了承します。追証入金期限は、証拠金率判定時刻において追証が発生した場合、翌営業日の証拠金率判定時刻とします。 2. 追証が発生し、お客様が新たに預託証拠金を当社に入金された場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、強制決済により反対売買が執行されることがあることを、お客様は、あらかじめ承諾するものとします。</p>

<p>(省略)</p>	<p>3. お客様は、当社が第1項の反対売買による差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに支払うことをあらかじめ了承します。</p> <p>4. 証拠金率判定時刻及び追証入金期限は、当社の判断によって変更することができるものとします。</p> <p>5. 相場の変動によるポジション必要証拠金の減額は、追証不足額の減少には算入されません。従って追証が発生した後は、相場の変動により証拠金維持率が100%を回復した場合でも追証入金期限までに追証不足額に相当する入金もしくはポジションの決済によるポジション必要証拠金の減額がない場合には、当社がお客様の計算において全ての未決済ポジションの反対売買により差金決済することをお客様はあらかじめ了承します。</p> <p>(省略)</p>
<p>第12条 (証拠金の出金)</p> <p>(省略)</p> <p>5. 出金可能額の計算、出金回数及び振込手数料の負担につきましては、当社が別途定める方法で行います。お客様からの出金請求を受け付けた後、純資産額とポジション必要証拠金の差額が出金予約額を下回った場合、<u>出金によるロスカットの可能性が明らかである場合、当社は出金処理を中止することができるものとします。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>第13条 (証拠金の出金)</p> <p>(省略)</p> <p>5. 出金可能額の計算、出金回数及び振込手数料の負担につきましては、当社が別途定める方法で行います。お客様からの出金請求を受け付けた後、純資産額とポジション必要証拠金の差額が出金予約額を下回った場合、出金によるロスカットの可能性が明らかである場合、並びに追証が発生した場合、当社は出金処理を中止することができるものとします。</p> <p>(省略)</p>
<p>第13条 (手数料等諸経費)</p> <p>(省略)</p>	<p>第14条 (手数料等諸経費)</p> <p>(省略)</p>

<p><u>第14条</u> (リスクと自己責任)</p> <p>(省略)</p>	<p>第15条 (リスクと自己責任)</p> <p>(省略)</p>
<p><u>第15条</u> (法令等の遵守)</p> <p>(省略)</p>	<p>第16条 (法令等の遵守)</p> <p>(省略)</p>
<p><u>第16条</u> (ログインID、パスワード)</p> <p>(省略)</p>	<p>第17条 (ログインID、パスワード)</p> <p>(省略)</p>
<p><u>第17条</u> (注文の受付・実行)</p> <p>(省略)</p>	<p>第18条 (注文の受付・実行)</p> <p>(省略)</p>
<p>8. 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。</p> <p>1) お客様の本取引口座における純資産額が <u>ポジション必要証拠金額にアラートラインの比率を乗じた金額の総額</u>に満たない又は当該注文の執行によりポジション必要証拠金額にアラートラインの比率を乗じた金額の総額に満たなくなるとき。</p> <p>(省略)</p>	<p>8. 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。</p> <p>1) お客様の本取引口座における純資産額がポジション必要証拠金額に満たない又は当該注文の執行によりポジション必要証拠金額に満たなくなるとき。</p> <p>(省略)</p>
<p><u>第18条</u> (電子交付)</p> <p>(省略)</p>	<p>第19条 (電子交付)</p> <p>(省略)</p>
<p><u>第19条</u> (外国為替レート)</p> <p>(省略)</p>	<p>第20条 (外国為替レート)</p> <p>(省略)</p>

<p><u>第 20 条</u> (スワップポイント)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 21 条</u> (期限の利益の喪失)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 22 条</u> (本取引利用契約の終了・解約)</p> <p>(省略)</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとします。またお客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。</p> <p>(省略)</p> <p>4) <u>第 21 条</u>に定める期限の利益の喪失が生じたとき。</p> <p>5) <u>第 34 条</u>に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(省略)</p> <p>3. 前項の規定によりお客様との本取引を解除する場合において、お客様の本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第 8 条、第 10 条、<u>第 24 条</u>、<u>第 25 条</u>の定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。</p>	<p>第 21 条 (スワップポイント)</p> <p>(省略)</p> <p>第 22 条 (期限の利益の喪失)</p> <p>(省略)</p> <p>第 23 条 (本取引利用契約の終了・解約)</p> <p>(省略)</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとします。またお客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。</p> <p>(省略)</p> <p>4) 第 22 条に定める期限の利益の喪失が生じたとき。</p> <p>5) 第 35 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(省略)</p> <p>3. 前項の規定によりお客様との本取引を解除する場合において、お客様の本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第 8 条、第 10 条、第 25 条、第 26 条の定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。</p>
---	--

(省略)	(省略)
第 23 条 (取引サービスの中止及び廃止)	第 24 条 (取引サービスの中止及び廃止)
(省略)	(省略)
第 24 条 (差引計算)	第 25 条 (差引計算)
(省略)	(省略)
第 25 条 (充当の指定) お客様が当社に対する債務の弁済を行う場合、又は、当社が 第 24 条 の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額又はお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が任意に定める順序方法により、預託証拠金をもって不足額に充当することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。	第 26 条 (充当の指定) お客様が当社に対する債務の弁済を行う場合、又は、当社が第 25 条の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額又はお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が任意に定める順序方法により、預託証拠金をもって不足額に充当することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。
第 26 条 (遅延損害金)	第 27 条 (遅延損害金)
(省略)	(省略)
第 27 条 (債権譲渡等の禁止)	第 28 条 (債権譲渡等の禁止)
(省略)	(省略)
第 28 条 (届出事項の変更・通知の効力)	第 29 条 (届出事項の変更・通知の効力)
(省略)	(省略)
第 29 条 (政府機関等への報告)	第 30 条 (政府機関等への報告)
(省略)	(省略)

<p><u>第 30 条</u> (個人情報取扱)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 31 条</u> (免責事項)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 32 条</u> (損害賠償についての制限)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 33 条</u> (録音)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 34 条</u> (サービス内容及び契約書面等の変更)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 35 条</u> (準拠法・合意管轄)</p> <p>(省略)</p> <p><u>第 36 条</u> (その他)</p> <p>(省略)</p> <p><u>平成 23 年 2 月 19 日 改訂</u></p>	<p>第 31 条 (個人情報取扱)</p> <p>(省略)</p> <p>第 32 条 (免責事項)</p> <p>(省略)</p> <p>第 33 条 (損害賠償についての制限)</p> <p>(省略)</p> <p>第 34 条 (録音)</p> <p>(省略)</p> <p>第 35 条 (サービス内容及び契約書面等の変更)</p> <p>(省略)</p> <p>第 36 条 (準拠法・合意管轄)</p> <p>(省略)</p> <p>第 37 条 (その他)</p>
以上	以上